

## 平成25年11月7日教育委員会会議録

- ・ 日 時 平成25年11月7日(木) 午後3時00分～午後4時15分
- ・ 場 所 10階 委員会開催室
- ・ 出席委員 金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、徳永正靱委員

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 事
  - (1) 山形市教育委員会委員長の選挙について
  - (2) 山形市教育委員会委員長職務代理者の選任について
- 4 議 案
  - 議案第34号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
    - 1 平成25年度教育費12月補正予算について
    - 2 山形市と上山市との間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育事務の委託に関する協議について
    - 3 蔵王ジャンプ台整備用圧雪車（ウインチ付）の購入について
    - 4 指定管理者の指定について（総合スポーツセンター等）
    - 5 指定管理者の指定について（蔵王体育館等）
  - 議案第35号 平成25年度教育委員会事務の点検及び評価の報告について
  - 議案第36号 平成27年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について
  - 議案第37号 平成26年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係る実施要項について
- 5 報 告
  - (1) 元双葉小学校施設の利活用策について
- 6 そ の 他
- 7 日 程 等
  - (1) 日程について
  - (2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 8 閉 会

### 会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録承認
- 3 議 事

(1) 山形市教育委員会委員長の選挙について

委員長…これより、委員長の選挙並びに委員長職務代理者の選任を行います。進め方について、教育部長から説明をお願いします。

教育部長…それでは、本日の会議の進め方について、ご説明申し上げます。

本日は、最初に委員長の選挙を行い、その後、委員長職務代理者の選任をお願いしたいと思います。

それでは「委員長の選挙について」ご説明申し上げます。

委員長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により1年と定められております。

平成25年11月14日をもって委員長の任期が満了となりますので、次期委員長の選挙を行うものであります。任期は平成25年11月15日から平成26年11月14日までの1年間となります。

委員長の選出については、教育長を除く委員のうちから、互選の選挙によることとなっており、その方法は、山形市教育委員会会議規則第2条の規定により、無記名投票または、委員の中に異議がないときは氏名推薦の方法を用いることが出来るとされております。以上で説明を終わります。

委員長…選挙方法は、無記名投票と指名推薦の2つの方法があります。異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとされております。

今回は、指名推薦の方法で異議が無いかどうかを委員の皆様にお伺いし、異議がなければ、指名推薦の方法で進めさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(全委員、指名推薦に異議なし。)

委員長…それでは、異議がありませんので、委員長の選挙は指名推薦の方法により行うこととします。

ただし、指名推薦が2名以上となった場合は、無記名投票により行うこととします。それでは、どなたがよろしいでしょうか。

委員…金村委員長にお願いしたいと思います。

委員長…ほかに推薦はありませんか。

(全委員、異議なし。)

委員長…他に推薦が無いようですので、私が引き続き委員長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

全委員…はい。

委員長…それでは引き続き委員長を務めさせていただきます。任期は平成25年1月15日から平成26年11月14日までとなります。

現在、教育委員会の制度そのものが問われている大事な時期であります。

山形の教育発展のため頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

## (2) 山形市教育委員会委員長職務代理者の選任について

管理課長…次に、委員長職務代理者の選任をお願いいたします。

山形市教育委員会会議規則第3条に『委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前任の委員（前任の委員が2人あるときはこれらの者のうちの年長のもの）が委員の職務を代理する。ただし、会議において別に指名した場合はこの限りでない。』と規定されております。

山形市教育委員会においてはこれまで慣例により、この会議において2人の職務代理者を指名しておりました。この度の選任方法について、ご意見をお願いいたします。

(全委員、指名に異議なし。)

管理課長…それでは、ただいま慣例どおり、指名することとなりましたので、新委員長より、委員長職務代理者のご指名をお願いいたします。

委員長…第1職務代理者を須賀委員、第2職務代理者を無着委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員、異議なし。)

委員長…どうぞよろしく願いいたします。以上で、委員長の選挙並びに委員長職務代理者の選任を終わります。

#### 4 議 案

委員長…議事に入ります。はじめに議案第34号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について、1 平成25年度教育費12月補正について、説明をお願いします。

管理課長から議案第34号の1について、はじめに管理課分として臨時職員雇上賃金の不足分、小中学校の燃料費・光熱水費の不足分を計上する旨、スポーツ保健課分として仮称山形市球技場人工芝化等改修工事の一部減額に伴う球技場整備事業費の減額、歳出減額に伴う地方債歳入の減額を行う旨説明があった。次に債務負担行為の補正として、総合スポーツセンター等指定管理料及び蔵王体育館等指定管理料について追加する旨説明があった。また第七小学校プール等移設事業について、限度額を変更する旨説明があった。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第34号の1について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…続いて、議案第34号の2 山形市と上山市との間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育事務の委託に関する協議について、説明をお願いします。

学校教育課長より、議案第34号の2について、蔵王みはらしの丘は、平成9年から山形県、山形市、上山市が一体となり開発を進めてきた区域であり、平成18年に山形市立みはらしの丘小学校が開校した。この度、上山市域の蔵王みはらしの丘の宅地分譲が開始されたが、当該地域をみはらしの丘小学校の通学区域として学齢児童を受け入れようとするものであり、受け入れるに伴い、山形市と上山市との間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育事務の委託に関する規約に、山形市みはらし

の丘に居住する学齢児童を加える変更を行う旨説明があった。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第34号の2について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…続いて、議案第34号の3 蔵王ジャンプ台整備用圧雪車（ウインチ付）の購入について、説明をお願いします。

スポーツ保健課総括主幹より、議案第34号の3について、平成26年2月に国民体育大会冬季大会スキー競技会を開催するにあたり、競技場の整備のためウインチ付圧雪車が2台必要となる。現在、蔵王スキー場にはウインチ付圧雪車が蔵王ロープウェイ(株)所有の1台しかないため、ウインチ付圧雪車の購入を行う旨説明があった。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第34号の3について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…続いて、議案第34号の4 指定管理者の指定について（総合スポーツセンター等）について、説明をお願いします。

スポーツ保健課総括主幹より議案第34号の3について、山形市総合スポーツセンターほか14施設については指定管理者制度により管理を行っているが、平成26年3月31日に期間が満了となることから新たに指定管理者を選定する必要がある。山形市指定管理者候補者等審査委員会において、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの指定管理者の候補者として、公益財団法人山形市体育協会が選定された旨説明があった。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第34号の4について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…続いて、議案第34号の5 指定管理者の指定について（蔵王体育館等）、説明をお願いします。

スポーツ保健課総括主幹より、議案第34号の5について、山形市蔵王体育館、蔵王ジャンプ台については指定管理者制度により管理を行っているが、平成26年3月31日に期間が満了となることから新たに指定管理者を選定する必要がある。山形市指定管理者候補者等審査委員会において、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの指定管理者の候補者として、蔵王温泉観光協会が選定された旨説明があった。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第34号の5について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…次に、議案第35号 平成25年度教育委員会事務の点検及び評価の報告について、説明をお願いします。

管理課長より、12月市議会定例会に報告する平成25年度教育委員会事務の点検及び評価報告書（案）の内容について説明があった。

委員長…今回教育委員会会議の資料として提出された報告書の中で、外部評価員総評後大きく変更のあったところはあるのか。

管理課長…大きな変更は特にはない。

委員長…前年度の教育委員会活動の点検・評価であるため、平成25年度現在の状況と離れているところもある、という意見もあったがどうなったのか。

管理課長…報告書内の「3 意見・助言への対応状況」の「検討、対応状況」や「5 事務の点検及び評価」の「今後の事務・事業の方向性」などについては、できるだけ平成25年度の内容で記載をした。現在進行形の検討課題などについては、どの

時点での記載であるのか所属ごとの整理が図られていないところもあったので、来年度報告書を作成する際には、調整を行いたいと考えている。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第35号について承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…次に、議案第36号 平成27年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について、説明をお願いします。

学校教育課長より、平成27年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針の内容について説明があった。

委員長…この基本方針は現行と変更はないのか。

学校教育課長…現行の方針と同じである。

委員長…他に何かございませんか。それでは議案第36号を承認してよろしいでしょうか。

委員長…次に、議案第37号 平成26年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係る実施要綱について、説明をお願いします。

学校教育課長より、原発事故による影響により山形市立商業高等学校を受検しようとする福島県等からの中学生及び本県中学生が安心して受検できるよう山形県の実施要綱に基づき定めた旨及びその内容について説明があった。

委員…この受検要綱に基づき受検するのは山形市の中学校にいるお子さんがほとんどだと思うが、そのお子さんや保護者に対する情報発信はどのようにしているのか。

学校教育課長…学校ごとに保護者説明会を開催しており、避難をされている保護者には特に丁寧に受検要綱について説明をしている。また、どの学校でも中学3年生の保護者用に入試説明会を行うので、その中でも説明を行う。他県から避難をされ

ているお子さんについては、公立学校の場合、元の県の学校と山形県の学校の両方を受検することはできないため、元の県の学校を受検するのか、山形県の学校を受検するのか、という意味確認を必ず各学校ですることになっており、その際にも適切な情報として受検要綱が伝わるようになっている。

委員…他県から山形市立商業高等学校に來ている生徒はどのくらいいるのか。

学校教育課長…今年度は1名、福島県から來ている生徒がいる。

委員長…他に何かございませんか。では議案第37号を承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

## 5 報 告

委員長…続いて報告に移ります。(1) 元双葉小学校施設の利活用策について、報告をお願いします。

管理課長より、平成24年3月31日で閉校となった元双葉小学校施設の利活用については、施設の規模、立地条件などから行政目的のみでの利活用は難しいと考え、また、利活用の検討・決定にあたっては、行政内部のみでの取組には限界があることから、民間における利活用も視野に入れながら広くアイデア等を募集し、最終的に行政において決定することとした。この度、利活用策として知的障がい者を対象とした就労継続支援B型事業所の運営に決定し、提案者は尾花沢市の株式会社イーテックで、事業予定者はNPO法人サクランボになる旨報告があった。

委員長…9月に双葉地区からの要望提出があったとのことだが、地元との折り合いはどうなっているのか。

管理課長…地元からは引き続き地元での施設利用も行いたいという要望があったので、市と事業者と地元との3者で話し合いをして、できるだけ地元で引き続き利用できるよう進めていきたい。

委員…廃校の利用はほとんどなされていない状況なのか。

管理課長…児童数の減少による学校統合による廃校が増えている。文部科学省でも「みんなの廃校プロジェクト」という募集一覧をホームページに載せて、全国から廃校を使いたいという声に対応できるような状況を整備しているが、目に見える具体的な利活用はまだまだ少ないようである。

委員…避難場所として整備した上の廃校利用なのか。

課長…学校の場合では山形市の避難所という形だが、学校で無くなった場合では山形市の避難所という位置づけにはならない。地区避難所という位置づけにすることは可能であるので、3者協議の中で地区避難所として今後も使いたいという旨を事業者伝えていく。

委員…11月上旬に事業の決定がなされ、事業開始予定が1月からというのは非常に速く感じるが、そのあたりは大丈夫なのか。

管理課長…就労継続支援B型事業所の開設は県の承認が必要になる。具体的に開設できるかということも内部会議で話題になり、どこまで進んでいるかを事業所や県に問い合わせをしたところ、打合せ等が行われているということであった。就労継続支援B型事業所は年度替わりのときに新しい利用者が決まることが多いが、4月以前に利用者が事業所の見学をして自分の入所する事業所を決めるということがあるため、年度内に事業を始めたいという事業者の意向がある。様々な打合せもあるので、1月の事業開始が確定というわけではなく、今の所まだ予定である。

## 6 その他

委員長…その他ですが、何かございませんか。

(各委員、事務局より「なし」の声あり。)

## 7 日程等

委員長…それでは日程の報告をお願いします。

管理課長から、平成25年11月8日から平成25年12月19日までの日程、行事予定について説明があった。

8 閉会 委員長